

**令和8年度 葛飾区特定教育・保育施設（幼稚園型認定こども園
及び新制度幼稚園）及び特定子ども・子育て支援施設（旧制度幼
稚園）に対する指導検査実施方針**

8 葛子施第 153 号
令和 8 年 5 月 1 日
子育て支援部長決裁

1 指導検査の基本方針

区は、葛飾区特定教育・保育施設（幼稚園型認定こども園及び新制度幼稚園）及び特定子ども・子育て支援施設（旧制度幼稚園）に係る指導検査では、次項に掲げる重点事項を中心に、学校教育法をはじめ、子ども・子育て支援法等関係法令や指導検査基準に基づき、施設の運営状況を確認し、安定した施設運営と教育・保育の質の更なる向上に結びつくよう助言及び指導を行う。

指導検査の結果、必要な助言及び指導を行い、関係法令等に違反する事項が判明した場合は、速やかな改善及び期限内の改善報告を求めていく。さらに、検査後、指導事項が多い施設は、改善状況を確認するとともに、継続的に訪問し、改善に向けた助言を行っていく。

2 指導検査の重点事項

（1）運営関係

ア 職員の状況

- （ア）職員配置は適正に行われているか。
- （イ）職員に関する帳簿を適切に整備しているか。
- （ウ）職員の健康診断や労働条件に係る運用が適切か。

イ 安全対策の状況

- （ア）学校安全計画に基づき、施設及び設備の安全点検を実施しているか。
- （イ）送迎用バスに見落とし防止装置を設置しているか。また、安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っているか。
- （ウ）消防計画及び避難確保計画を策定し、消防署、区に提出しているか。また、避難訓練、消火訓練等を適切に実施しているか。

（2）教育関係

ア 教育の状況

- （ア）全体的な計画を作成するとともに、指導計画に基づいて教育・保育を提供しているか。
- （イ）教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成しているか。
- （ウ）職員が子どもの心身に有害な影響を与える行為を行っていないか。

イ 食事の状況

- （ア）幼児の食生活の実情に配慮した食事を提供しているか。

(イ) 調理従事者等の検便を適正に行っているか。

ウ 健康・安全の状況

(ア) 園児の健康診断を適正に行っているか。

(イ) 事故が発生した場合に適切に対応しているか。また、事故が発生した場合に区に速やかに報告しているか。

(3) 会計関係

ア 利用者負担額の徴収

(ア) 利用者負担額等の支払を受けた場合、その費用に対し、領収書を交付しているか。

(イ) 計算書類等が適切に作成され、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

イ 会計経理

(ア) 学校法人は、学校会計基準により、学校法人以外は自らが所属する法人の会計原則に従って、会計処理及び計算書類の作成を適切に行っているか。

3 関係部署との連携

(1) 指導検査の結果、違反や疑義等が認められた場合は、運営及び認可所管部署と連携し、必要な措置を行う。

(2) 通報・苦情・相談等、重大な違反等が疑われ、運営及び認可所管部署より指導検査等の依頼があった場合は、機動的に対応する。

4 指導検査対象施設

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1) 特定教育・保育施設（幼稚園型認定こども園） | 4 施設 |
| (2) 特定教育・保育施設（新制度幼稚園） | 12 施設 |
| (3) 特定子ども・子育て支援施設（旧制度幼稚園） | 7 施設 |